



CCSBT-CC/1510/12

Draft Revised Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1) 最低履行要件（遵守制作ガイドライン1）改定案

1.0 Introduction はじめに

In accordance with the action items for 2015 included in the current Compliance Plan's 3-year Action Plan, the Secretariat has reviewed sections of the existing Minimum Performance Requirements (MPRs) for Authorisation Measures (sections 2.1, 2.2 and 2.3), and Transhipments (section 3.3). A consultant's original specifications for all these MPRs were detailed in paper CCSBT-SMEC/1108/05 in 2011 (provided to this meeting as paper CCSBT-CC/1510/BGD01), and those specifications have been taken into account as part of this review.

現行の遵守計画における3年間の行動計画の行動事項に従い、事務局は、既存の最低履行要件（MPR）のうち、許可措置（セクション2.1、2.2及び2.3）及び転載（セクション3.3）にかかるセクションのレビューを行った。これらのMPR全体にかかるコンサルタントによる元々の仕様は2011年のCCSBT-SMEC/1108/05に詳述されており、本レビューの一環としてそれらの仕様についても考慮した。

The Secretariat also took this opportunity to review section 6.5 of the MPRs (Annual Reporting to the Compliance Committee) in view of the recently adopted changes (2014) to the Transhipment Resolution's annual reporting requirements.

また、事務局は、転載決議の年次報告要件に対して最近（2014年）採択された修正を踏まえ、この機会をとらえてMPRのセクション6.5（遵守委員会への年次報告）についてもレビューした。

2.0 Background 背景

This section provides relevant background information on each set of MPRs reviewed in this paper.

本セクションでは、本文書でレビューした各MPRに関連する背景情報を提供する。

MPRs for Authorisation Measures 許可措置に関するMPR

Authorisation Measures MPRs (section 2) include the following sub-sections:

許可措置にかかるMPR（セクション2）は、以下のサブセクションで構成されている。

- 2.1: Record of authorised farms
許可畜養場記録
(established as part of the Authorised Farms Resolution),
(許可畜養場決議の一環として設立されたもの)
- 2.2: Record of authorised vessels, and
許可船舶記録
(established as part of the Authorised Vessels Resolution),
(許可船舶決議の一環として設立されたもの)

- 2.3: Record of authorised carrier vessels.
許可運搬船記録
(established as part of the Transshipment Resolution).
(転載決議の一環として設立されたもの)

The ‘Resolution on the Establishment of a Record of Authorised Farms’ was most recently amended in 2010, and the “Resolution on amendment of the Resolution on “Illegal, Unregulated and Unreported Fishing (IUU) and Establishment of a CCSBT Record of Vessels over 24 meters Authorized to Fish for Southern Bluefin Tuna”, in 2014.

「許可畜養場の記録の設立に関する決議」は、直近では 2010 年に改正されており、また「『違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議』の修正決議」は 2014 年に改正された。

Note that proposed revisions to the Authorised Vessel Resolution are being considered in paper CCSBT-CC/1510/11. Therefore, the Secretariat drafted the MPRs for the Record of Authorised Vessels (section 2.2) to take into account those proposed revisions. If these are not agreed or are further amended, then the obligations and MPRs in section 2.2 may need to be further revised accordingly.

文書 CCSBT-CC/1510/11 において、許可船舶決議に対する改正案が検討されていることに留意されたい。このため、事務局は、これらの改正案を考慮して許可船舶記録に関する MPR (セクション 2.2) をドラフトした。改正案が合意されなかった場合、又はさらなる修正が行われた場合には、これに従ってセクション 2.2 の義務及び MPR も修正される必要がある。

MPRs for Transshipments 転載に関する MPR

Major revisions to the Transshipment Resolution were agreed during 2014. The most significant of these revisions were:

転載決議に対する主要な改正は 2014 年に合意されたものである。最も大きな改正点は以下のとおりであった。

- General re-structuring and re-organisation;
全体的な再構成及び再整理
- The inclusion of a requirement for Members to authorise Carrier Vessels that receive transshipments of SBT in port and/or at sea. Previously Carrier Vessels only needed to be included on the List of authorised Carrier Vessels if they received at-sea transshipments involving SBT (and not if they received only in-port transshipments involving SBT); and
港内及び／又は洋上において SBT の転載を受け取る運搬船の許可に関するメンバーへの要件の挿入。従前、運搬船は、洋上で SBT を含む転載物を受け取る場合にのみ、許可運搬船記録に掲載されている必要があった。
- The insertion of a new section (4) to specifically cover in-port transshipments involving SBT. Previously there were no special requirements/ notification obligations for in-port transshipments.
SBT を含む港内転載を特にカバーした新たなセクション (4) の挿入。従前は、港内転載に関する特別な要件／通知義務がなかった。

In order to reflect all the agreed changes, particularly the addition of in-port transshipment obligations, the transshipment-related MPRs required the most thorough review and amendment.

合意された修正、特に港内転載にかかる義務の追加を全て反映するため、転載関連の MPR には詳細なレビュー及び修正が必要である。

3.0 Draft revised MPRs MPR 改定案

The Secretariat has prepared revised drafts of sections 2.1, 2.2, 2.3, 3.3 and 6.5 of the currently adopted MPRs. These proposed revisions are provided for Members' consideration at **Attachments A** (section 2), **B** (section 3.3) and **C** (section 6.5).

事務局は、現在採択されている MPR のうちセクション 2.1、2.2、2.3、3.3 及び 6.5 の改定案を作成した。メンバーによる検討に供するための改定案は別紙 **A**（セクション 2）、**B**（セクション 3.3）及び **C**（セクション 6.5）のとおりである。

Authorisation Measures 許可措置

The proposed revisions to the Record of authorised farms and Record of authorised vessels MPRs (sections 2.1 and 2.2) are a combination of:

許可畜養場及び許可船舶の MPR の改定案は、以下を組み合わせたものである。

- supplementary text originally drafted by a consultant and presented in paper CCSBT-SMEC/1108/05 (provided to this meeting as paper CCSBT-CC/1510/BGD01) in 2011, and
元々はコンサルタントによってドラフトされ、2011年に CCSBT-SMEC/1108/05（本会合には CCSBT-CC/1510/BGD01 として提出）により提示された追加的文言
- the Secretariat's own proposed amendments to reflect either new or amended obligations, or simple editorial changes.
新しい、又は修正された義務を反映するため、又はシンプルな編集上の修正としての事務局による改定案

The proposed revisions to the Record of Authorised Carrier Vessel MPRs (section 2.3) are based on text that was drafted by the Secretariat only. This is because the consultant made no supplementary suggestions for this set of MPRs.

許可運搬船記録にかかる MPR（セクション 2.3）に対する改定案は、事務局がドラフトした文言に基づくものである。これは、MPR の当該部分に対して、コンサルタントは追加提案を行わなかったためである。

Transshipment Monitoring Program 転載監視計画

Proposed revisions to the Transshipment Monitoring Program (section 3.3) are based on Secretariat proposed amendments only. Some additional requirements for section 3.3 were originally suggested by the consultant in paper CCSBT-SMEC/1108/05 including:

転載監視計画（セクション 3.3）に対する改定案は、専ら事務局による修正提案である。セクション 3.3 にかかる追加的な要件のうちの一部（以下のとおり）は、元々は CCSBT-SMEC/1108/05 においてコンサルタントから提案されたものである。

- slings may only have SBT on them;
1つのストロープには SBT のみを括る
- fixed number of fish per sling;
ストロープに括る魚の尾数を決めておく
- designated person counting fish removed from fishing vessel;
漁船から移動させる魚の尾数を計測する者を指定する
- regional observer counting fish received on Carrier Vessel and
地域オブザーバーは、運搬船が受けとる魚を計測する
- confirmation of number of SBT transhipped.
転載された SBT の尾数を確認する

However, those requirements have not been included in the Secretariat's revised draft because previous discussions with Members concluded that, while most of the suggestions were desirable, they would generally be impractical to implement.

しかしながら、過去のメンバー間の議論において、提案の多くは望ましいものではあるものの一般的に実施困難と考えられると結論付けられたことから、事務局の改定案にはこれらの要件は含めていない。

The proposed revisions to section 3.3 include some significant changes such as:

セクション 3.3 に対する改定案には、以下のようないくつかの大幅修正がある。

- splitting this section into sub-sections A, B and C (for at-sea transhipments, in-port transhipments and general provisions respectively);
本セクションをサブセクション A、B 及び C（それぞれ洋上転載、港内転載、及び一般規定）に分割
- including a new section (B) specifically for in-port transhipments; and
港内転載に関する新たなセクション (B) を追加
- re-ordering some of the obligations and associated MPRs so as to better reflect the new structure and organisation of the amended Transhipment Resolution.
改正転載決議の新しい構成及び整理をより良く反映するための義務及び関連する MPR の一部の順序変更

Annual Reporting to the Compliance Committee 遵守委員会への年次報告

The revisions to the Annual Reporting MPRs (section 6.5) are based on Secretariat proposed amendments only, and simply reflect amendments to the text and paragraph numbering of the Transhipment Resolution that were agreed during 2014.

年次報告にかかる MPR（セクション 6.5）に対する修正は、事務局による提案のみに基づくものであり、2014 年に合意された転載決議の文言及びパラグラフ番号をサンプルに反映させるための修正である。

許可蓄養場記録に関する最低履行要件改定案

2.1 許可蓄養場記録（決議）

名称：許可蓄養場の記録の創設に関する決議

リンク：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_AuthorisedFarms.pdf

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養事業の許可を受けているものとはみなされない。

Commented [Sec1]: このセクション (2.1) に追加された見え消し修正は、特段の注記がない限り、文書 CCSBT-SMEC/1108/05 においてコンサルタントから提案された文言とほぼ同じである。

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、その管轄水域において SBT 蓄養事業の許可を受けている蓄養場のリストを事務局長に提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備し、適用する。 a. SBT の蓄養事業を行う蓄養場に許可を与える b. <u>蓄養場が許可を受けてから 15 日以内に</u> 、許可を受けた蓄養場に関する必要な全ての情報を事務局長に提供する c. あらゆる更新情報を直ちに事務局長に提出することとし、これは変更があった日から <u>15 日を超えてはならない</u> d. <u>SBT の畜養漁業</u> を許可された CCSBT 蓄養場記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段によって、許可に関する情報及びあらゆる更新情報を提出する
ii. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び又は修正について、かかる変更が生じた場合には、事務局長に通知しなければならない。	
iii. メンバーは、許可を受けた蓄養場が、関連する CCSBT の措置を遵守することを確保しなければならない。	<u>1. 以下に掲げる事項を確保すべく、規則、運用制度及びプロセスを整備する。</u>

Commented [Sec2]: コンサルタントはスケジュールに関する要件を「1ヶ月」としていたが、事務局はこれを「15日」にアップデートした。事務局は、セクション2全体を通じて同様のスケジュール変更を施した。

Commented [Sec3]: コンサルタントはスケジュールに関する要件を「1ヶ月」としていたが、事務局はこれを「15日」にアップデートした。

Commented [Sec4]: 事務局による編集上の修正

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
iv. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの及び同蓄養場への SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び又は再輸出を許可してはならない。	<p><u>a. 全ての許可畜養業者に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させる</u></p> <p><u>b. 許可を受けた畜養場及び関連するあらゆる更新情報を事務局長に通報する前に、SBT の活け込み、収穫又は移送が実施されないようにする</u></p> <p>2. <u>以下に掲げる事項を確保すべく、規則を整備する。</u></p> <p><u>a. 許可を受けた畜養場が関連する CCSBT の措置を遵守する</u></p> <p><u>b. 許可畜養場記録に登録がない畜養場への SBT の水揚げ又は同畜養場からの輸出（再輸出）を行わない（国内産、輸出、輸入又は再輸出を問わない）</u></p> <p>3. <u>以下に掲げる事項を実施すべく、運用制度及びプロセスを適用する。</u></p> <p><u>a. 畜養場による規則の遵守状況を監視する</u></p> <p><u>b. 非遵守が確認された場合、必要に応じて畜養場／畜養業者に対して制裁及び／又は改善措置を課す</u></p>
v. CDS の有効性を確保すべく、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> メンバーは、蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限り CDS 文書を確認しなければならない 蓄養を行うメンバーは、蓄養 SBT に関して、国内販売の最初の地点まで、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない メンバーは、蓄養 SBT の輸入について、当該蓄養施設 	セクション 3.1 D（CDS 確認（validation））参照

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない	

許可漁船記録に関する最低履行要件改定案

2.2 許可船舶記録

名称：2008年 CCSBT15 において採択された「違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」の修正決議

リンク:

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない漁船は、SBT の漁獲、船内保持、転載及び水揚げの許可を受けているものとはみなされない。

Commented [Sec5]: このセクション (2.2) に追加された見え消し修正は、特段の注記がない限り、文書 CCSBT-SMEC/1108/05 においてコンサルタントから提案された文言とほぼ同じである。

2.2 許可船舶記録	最低履行要件
<p>i. メンバーは、以下の事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年1月1日より、メンバー及び協力的非加盟国は、SBTを漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）であって、かつその大きさが総トン数/総登録トン数で100トン以上の漁船に対して、IMOナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。 自国の登録下にある全ての船舶がみなみまぐろのIUU漁業活動を行わないよう確保する 関連の法律と合致した形で、IUU漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる みなみまぐろに関するIUU漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされる追加的措置の採択を含めた自国のIUU措置の実施状況をレビューする 	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 全ての許可船に対して、国別の固有の船舶識別子又は固有の登録番号を取得させる b. 全ての許可船舶（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）のうち、少なくとも総トン数/総登録トン数が100トン以上のものに対して、2017年1月からIMOナンバーの発行を受けさせる。 <p>2. あらゆる漁船によるSBTを対象としたIUU漁業を検知、防止及び抑止するべく、運用システム及びプロセスを整備し、適用する。</p> <p>3. 入手したIUU漁業に関する全ての証拠を年に1回レビューし、IUU漁業を発見及び抑止するためのメンバーの措置の有効性を評価する。</p>
<p>ii. メンバーは、SBTの漁獲を許可された自国の旗を掲げる漁船</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備す</p>

Commented [Sec6]: この義務は事務局から提案されたものであり、文書 CCSBT-CC/1510/11 において提案した許可船舶決議改正案における同様の文言の挿入が受け入れられた場合のみ、ここに挿入されるものである。

Commented [Sec7]: 義務 i) の 1 ボツとして挿入された新たな義務案に対応して事務局が追加したもの。この要件の追加は、関連する新たな義務が保持された場合にのみ検討されるべきである。

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
<p>のリストを、事務局長に提出しなければならない。</p> <p>iii. メンバーは、CCSBT の記録におけるいかなる追加、削除及び/又は修正についても、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>a. <u>メンバーの旗を掲げる個々の漁船に対して、SBT 漁業の許可を与える</u></p> <p>a-b. <u>漁船に許可を与えた日から 15 日以内に、当該許可を受けた漁船についての必要な情報を提供する</u></p> <p>b-c. <u>変更が生じた場合には、変更があった日から 15 日以内に直ちに全ての更新情報を事務局長に提出する</u></p> <p>d. <u>全ての許可情報及び更新情報が、電子的かつ、CCSBT 許可漁船に関するデータ提供様式を利用して、事務局長に提出されることを確保する</u></p> <p>e-</p>
<p>iv. 記録に登録されている船舶の旗国であるメンバーは、以下について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存管理措置に基づく要件及び責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船に SBT を漁獲する許可を与える 自国の漁船が関連するすべての CCSBT 保存管理措置を遵守することを確保するための措置を講じる CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する 	<p>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することを確保する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。</p> <p>a. <u>いかなる時においても、メンバーの旗を合法的に掲げ、かつ当該漁船の詳細が許可船舶記録において適正に登録されている漁船に限り、SBT の漁獲、船上保持、転載又は水揚げが許可されること</u></p> <p>b. <u>漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</u></p> <p>c. <u>IUU 漁業の実績がある全ての漁船について保証金を出させること</u></p> <p>a-d. <u>船主及び操業者が全ての SBT 漁業活動を公開すること</u></p>

Commented [Sec8]: コンサルタントはスケジュールに関する要件を「1ヶ月」としていたが、事務局はこれを「15日」にアップデートした。

Commented [Sec9]: この部分の見え直し修正は事務局による修正提案であり、元々コンサルタントから提案されていたものとは異なる。事務局の文言は、類似の MPR における事務局長への更新情報の提出スケジュールに関する文言と整合したものであり、元々示されていた1ヶ月ではなく15日という新たなスケジュールとしたものである。

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
<ul style="list-style-type: none"> CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる 	<p>2. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p><u>a. 全ての船長に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させるよう確保する</u></p> <p><u>b. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いがあり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、メンバーによる調査の後、可能な限り速やかに、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する。かかる情報には、船舶の名称、船舶の旗国、船舶の位置（可能な場合）、操業者の名称、船舶識別番号又は信号符字、並びにその他船舶及び操業者を発見及び特定に役立ち得る情報が含まれる</u></p> <p>3. <u>以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</u></p> <p><u>a. 漁船の規則遵守のモニタリング</u></p> <p><u>a.b. 必要に応じた制裁又は改善措置の執行</u></p>
<p>v. メンバーは、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止しなければならない。</p>	
<p>vi. CDS の有効性を確保するべく、以下について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旗国であるメンバーは、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない メンバーは、漁船によって漁獲された SBT が、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書の添付を求めなければならない メンバーは、CDS 文書が偽造されないこと、又は虚偽記 	<p><u>セクション 3.1 D (CDS 確認 (validation)) 参照</u></p>

Commented [Sec10]: 事務局による追加

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
載が行われないことを確保するべく協力しなければならない	
vii. メンバーは、CCSBT の記録に登録されていない漁船が、SBT 漁業及び/又はその転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、それを示す全ての事実関係を事務局長に通報しなければならない。	1.
viii. 拡大委員会及び関係するメンバーは、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、適切な措置を策定し実施するべく最善の努力を尽くす。この場合において、実行可能であれば、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるべく適宜同様の性格の記録を創設する。そのような悪影響とは、IUU 漁船の SBT 漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。	2.

許可運搬船記録に関する最低履行要件改定案

2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

名称：国家の主権を超えた水域における洋上又は港内において SBT を含む転載を受けとることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション 2 より）

リンク：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transshipment%20resolution.pdf

注：転載決議の他の規定に関する義務については、セクション 3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上又は港内転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

Commented [Sec11]: このセクションにおける全ての見え消し修正は事務局による修正提案であり、マイナーな編集上の修正か、又は現在は洋上転載と港内転載の両方に関連する転載決議を反映して追加したものである。

2.3 許可運搬船記録

義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局長に対し、 <u>洋上または港内において</u> 自国の LSTLV から <u>洋上-SBT を含む</u> 転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上<u>及び／又は港内において</u>転載物を受け取る各運搬船に許可を与える b. 許可運搬船が、<u>洋上転載において</u>以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照） <ol style="list-style-type: none"> i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を提供する ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない

<p>ii. 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。</p>	<p>c. 許可運搬船に関して、許可を受けた日から 15 日 1か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に、必要な情報を事務局長に提出する</p> <p>d. 全ての更新情報を、直ちに、当該変更が生じた日から 15 日 1か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に事務局長に提出する</p> <p>e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する</p>
<p>iii. <u>洋上</u>及び<u>港内</u>転載を認められた運搬船は、漁船監視システム (VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる場合においてのみ運搬船に洋上転載の許可を与えることを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a) 当該運搬船について、運用可能な VMS が既に搭載されているか、又は許可前及び SBT の転載前に運用可能な VMS が搭載されること。</p> <p>b) VMS の送信頻度が、転載作業を示すのに十分なものであること。</p> <p>c) VMS が想定される環境下で有効に機能すること。</p>

Commented [Sec12]: このセクション全体を通した他の許可にかかる通報スケジュールと整合させるため、事務局が「15日」にアップデートした。

Commented [Sec13]: このセクション全体を通した他の許可にかかる通報スケジュールと整合させるため、事務局が「15日」にアップデートした。

Commented [Sec14]: この義務の修正は、改正転載決議の paragraph 7 の修正を反映したものである。

転載監視計画に関する最低履行要件改定案

3.3 (洋上) 転載監視計画 (決議)

名称: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transshipment%20resolution.pdf

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバー配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上又は港内にて、冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船（LSTLV）から SBT の受け取りを許可された許可運搬船（運搬船とは、LSTLV から転載される SBT を受け取る全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。）記録の創設及び管理に関連する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

Commented [Sec1]: 本セクション（3.3）における見え消し修正は、すべて事務局からの提案である。本セクションは、改正転載決議においてセクション 3、4 及び 5 に分けられたことを踏まえ、サブセクション A、B 及び C に分割されたことに留意されたい。

3.3 (洋上) 転載監視計画

A. 義務 (洋上転載)	最低履行要件
i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない	他に特段の規定がない限り、許可漁船（LSTLV）の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。 1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. LSTLV に関して、沿岸国の漁業当局（適切な場合）及び/又は漁業国の当局による許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載実施前に利用可能であること。 b. 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザ
ii. メンバーは、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。 a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にし	

Commented [Sec2]: 改正転載決議に新たに挿入されたパラグラフ 11 の最後の一文を反映した。

Commented [Sec3]: メンバーの管轄下にある水域において洋上転載が行われた場合、沿岸国/漁業主体の許可文書だけでなく、旗国/漁業主体の許可文書も船上に保持される必要があることを明確にするために追加した。

Commented [Sec7]: 改正転載決議に新たに挿入されたパラグラフ 13 の最後の一文を反映した。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
A. 義務 (洋上転載)	最低履行要件
<p><u>ておかなければならない。</u></p> <p>事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号</u> ● <u>転載される製品</u> ● 転載される製品のトン数 ● 転載の日時及び位置 ● SBT 漁獲の地理的位置 <p>b. 当該 LSTLV は、旗国である国/漁業主体、<u>及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体</u>に対し、転載後 15 日以内に、<u>同船の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書¹を作成し、送付しなければならない。</u></p>	<p>メンバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照）</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整備する。</p> <p>a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること</p> <p>b. <u>漁船が、SBT が漁獲、船上保持、転載及び水揚げされた日に CCSBT 許可漁船として有効に登録されていること及び</u></p>
<p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>a. <u>CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM</u> に対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</p> <p>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前<u>まで</u>に、当該船舶の CCSBT 登録番号ととも</p>	<p>b.c. <u>すべての転載が行われる日に運搬船が CCSBT 許可運搬船として有効に登録されていること</u></p> <p>e.d. <u>指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること</u></p> <p>d.e. <u>オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと（「不可抗力」の場合であることが事務局長に通知された場合を除く）</u></p> <p>e.f. 転載申告書は、<u>転載決議</u> パラグラフ <u>5 及び 18+14</u> に基づき、<u>LSTLV 漁船</u>及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。具体的には、</p> <p>i) LSTLV は、転載後 15 日以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号及び完全な CCSBT 転載申告書を旗国/漁業主体に送付しなければならない</p> <p>3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを</p>

Commented [Sec8]: 改正転載決議パラグラフ 14 の修正を反映するために追加した。

Commented [Sec9]: 改正転載決議のパラグラフ 15 のアップデートを反映するために追加した。

Commented [Sec4]: 明確化のために追加した。

Commented [Sec10]: 改正転載決議パラグラフ 18 のアップデートを反映するために修正した。

¹ 再転載決議の付属書 1 において記載されているとおり。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
A. 義務 (洋上転載)	最低履行要件
に、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。	整備する。
iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない ²	a. 転載許可を発給する b. 転載が行われた日付及び場所を確認する c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、 できる限り速やかに事態の発生から 15 日以内に 事務局長に通報する
v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまわらない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。	e. オブザーバーが、転載前に LSTLV に乗船できること（安全に実行可能な場合に限り）、並びに 転載決議 付属書 2 第 65 パラグラフ (a) の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする g. 管理措置の遵守状況を監視する h. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す
漁獲証明制度(CDS)に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。 a. CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLV の旗国であるメンバーは、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしな	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. 漁船からの報告漁獲量、CDS 文書及び転載時の計測数量におけるあらゆる相違点を特定し、解決する。 b. すべての魚の転載を 100%監視する

Commented [Sec5]: 通知にかかる明確な期限を定めるための事務局提案

Commented [Sec6]: 誤った参照番号を修正した。

Commented [Sec11]: 本別紙 3-4 ページにおいて削除された義務及びこれに伴う MPR は、本別紙 7-8 ページのサブセクション C (一般条項) に移動されている。

² CCSBT 地域オブザーバー計画は、この転載決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
A. 義務 (洋上転載)	最低履行要件
<p>なければならない</p> <p>b. LSTLVの旗国であるメンバーは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚についてCDSにより求められる必要なCCSBT-CDS文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない</p> <p>e.a. メンバーは、LSTLVが漁獲したSBTが締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT許可船リストにある漁船に関して、確認された必要なCCSBT-CDS文書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない</p>	<p>2.1. 洋上で転載され国産品として水揚げされたSBTに関する全てのCDS様式が水揚げの際に確認されるよう、運用制度及びプロセスを整備する。</p>
<p>vi. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバーに水揚げ又は輸入される全てのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をとみなわなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則、制度及び手続を整備する。</p> <p>a. 全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること</p>
<p>vii. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVの旗国であるメンバーによって拠出されなければならない。</p>	

3.3 (洋上) 転載監視計画	
B. 義務 (港内転載)	最低履行要件
vi. <u>効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなまぐるの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要となる関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。</u>	1. <u>以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</u> a. <u>SBTの転載の実施が許可された外国の指定港のリストを、毎年、事務局長に提出する。</u>
vii. <u>メンバーは、港内転載において以下の条件が遵守されるよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。</u> a. <u>LSTLVの船長は、転載開始の少なくとも48時間前までに、又は港までの時間が48時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>LSTLVの船名及びCCSBT許可船舶記録における番号</u> ● <u>運搬船のCCSBT記録における番号</u> ● <u>転載される製品</u> ● <u>転載される製品別のトン数</u> ● <u>転載の日時及び位置</u> ● <u>SBT漁業の主要な漁場</u> 	1. <u>以下に掲げる事項を確保するための規則を整備する。</u> a. <u>寄港国の当局は、LSTLVの船長から、予定されているすべての港内転載の遅くとも48時間前まで（又は創業の直後）に通知を受けること</u> b. <u>SBTが漁獲、船上保持、転載及び/又は陸揚げされる日に、LSTLVがCCSBT許可漁船として有効に登録されていること</u> c. <u>SBTの転載/移送が行われる日に、運搬船がCCSBT許可運搬船として有効に登録されていること</u> d. <u>転載申告書は、転載決議パラグラフ25及び28に基づき、LSTLV及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。</u> i) <u>LSTLVは、転載後15日以内に、又はSBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合にあってはSBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、完全なCCSBT転載報告書及び当該船舶のCCSBT登録番号を旗国/漁業主体に送付しなければならない。</u>
vii-viii. <u>当該LSTLVの船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船舶リストにおける番号とともに、付属書Iに定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない³。</u>	
ix. <u>港内転載に関して、転載物を受け取る運搬船船長は、以下</u>	

Commented [Sec12]: 事務局は、港内転載に関する新たなセクションBを追加し、適当な義務を挿入するとともに、これに対応するMPRの案を作成した。

³ SBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLVは、SBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
B. 義務 (港内転載)	最低履行要件
<p><u>に掲げる事項を実施しなければならない。</u></p> <p>a. <u>寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。</u></p> <p>b. <u>転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー /CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。</u></p> <p>a.c. <u>SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 27 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。</u></p> <p>viii-x. <u>寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない</u></p>	<p>2. <u>以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</u></p> <p>a. <u>転載が行われた日付及び位置を確認する</u></p> <p>b. <u>管理措置の遵守状況を監視する</u></p> <p>c. <u>発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す</u></p>

Commented [Sec12]: 事務局は、港内転載に関する新たなセクション B を追加し、適当な義務を挿入するとともに、これに対応する MPR の案を作成した。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
C. 義務 (一般条項)	最低履行要件
<p>ix-xi. <u>洋上及び港内転載を行う LSTLVs は、CCSBT の漁船監視システムの開発と導入に関する決議 (2006 年) のパラグラフ 3、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMS の搭載と稼働が要求されなければならない。</u></p>	<p>1. <u>以下に掲げる場合にのみ LSTLV が転載を行うことが許可されるよう確保するための運用制度及びプロセス及び規則を整備する。</u></p> <p>a. <u>SBT に関する許可/転載がなされる前に、LSTLV が稼働状態の VMS を既に搭載しているか、又は LSTLV が稼働状態の VMS を搭載する作業を行っている</u></p> <p>b. <u>VMS は、転載作業を特定できる頻度で送信されている</u></p> <p>a-c. <u>VMS が、期待された稼働状態で有効に機能する</u></p>
<p>xii. <u>漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。</u></p> <p>a. <u>CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。</u></p> <p>b. <u>LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。</u></p> <p>a-c. <u>メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。</u></p>	<p>1. <u>以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</u></p> <p>a. <u>LSTLV から報告された漁獲量、CDS 文書、転載申告書及び転載されたものとして計上された魚の量の間の不調和を特定し、これを解決する</u></p> <p>b. <u>洋上で転載されるすべての魚の 100% 監視</u></p> <p>1-2. <u>洋上で転載され、国産品として水揚げされた SBT に関する CDS 文書を水揚げ時に確認することができるよう、運用制度及びプロセスを整備する。</u></p>
<p>x-xiii. <u>甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー</u></p>	<p>1. <u>以下の事項を確保するための規則、制度及びプロセスを整備</u></p>

Commented [Sec13]: 転載義務にかかる「一般条項」とこれに対応する MPR は、洋上転載及び港内転載に固有の内容から完全に分けるため、本別紙 3-4 ページから、新たに創設されたサブセクション C に移動された。

Commented [Sec14]: この義務及び (隣欄の) MPR は、改正転載決議の新パラグラフ 8 を反映するために事務局が追加したものである。VMS に関する MPR は、別紙 A ページ 8 の運搬船に関するセクション 2.3 の要件と類似している。

Commented [Sec15]: 「転載申告書」の文言は、既存の一般条項にかかる MPR に事務局が追加したものである。

Commented [Sec16]: 「洋上で」の文言は、既存の一般条項にかかる MPR に事務局が追加したものである。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
<u>C. 義務 (一般条項)</u>	最低履行要件
及び CNM により水揚げ又は輸入されるすべての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともしなければならない。	<p>する。</p> <p>a. 最初の販売の時点まで、すべての転載された製品に署名済みの転載申告書が伴われる</p>
xi .xiv. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLVs の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。	

Commented [Sec13]: 転載義務にかかる「一般条項」とこれに対応する MPR は、洋上転載及び港内転載に固有の内容から完全に分けるため、本別紙 3-4 ページから、新たに創設されたサブセクション C に移動された。

6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート¹

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手續規則 10
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf
- ii. CC7 報告書パラグラフ 26（及び別紙 5）
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 3 (a)
http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ ~~31~~¹⁸
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf
- vi. EC20 報告書パラグラフ 66（国別配分量に帰属する漁獲量）
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_20/jp_Report_of_CCSBT20.pdf
- vii. CC7 報告書パラグラフ 25（及び別紙 5）
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_CC7.pdf

Commented [Sec1]: セクション 6.5 に見え消し修正はすべて事務局による提案である。

Commented [Sec2]: 改正転載決議の新しいパラグラフ番号を反映させるため、参照番号をアップデートした。

6.5 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート ¹⁶ に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄に

¹ 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
	せず、その旨明記しなければならない。
ii. 各メンバーは、自国の遵守委員会及び拡大委員会に提出する報告書 ¹⁶ の詳細を改善し続けなければならない、かかる報告書は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。	
iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMSに関する概要報告を提供しなければならない。	1. 年次国別報告書テンプレート ¹⁶ のセクション II (1)(d) : VMS を完成する。
iv. <u>メンバーは、委員会年次会合の4週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前漁期の<u>洋上及び港内における</u> SBT 転載数量 ○ 前漁期に<u>洋上及び港内において</u>転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト ○ <u>前漁期に</u> LSTLVs から <u>洋上で</u>転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書 	1. 年次国別報告書テンプレート ¹⁶ のセクション II (3)(a) i-ii を完成する。
v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。	1. 年次国別報告書テンプレート ¹⁶ のセクション III (2)(a) - (c) を完成する。
vi. メンバーは、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の策定に関して、その導入スケジュール及び導入の進捗状況の詳細を毎年報告するものとする。	1. 年次国別報告書テンプレート ¹⁶ のセクション I (3) を完成する。
vii. メンバーは、遊漁及び投棄を含む全ての死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。	1. 年次国別報告書テンプレート ¹⁶ のセクション III (3) を完成する。

Commented [Sec3]: ここでの義務への修正は、改正転載決議のパラグラフ 31 の a) - c) の文言を反映した修正である。